

## 奈良県薬用作物栽培者育成事業実施要領

この要領は、薬用作物栽培者育成事業の実施に当たり、その研修等の適切な実施についての運用方法等を具体的に示したものである。

### (一般事項)

第1条 研修実施全般については、次のとおりとする。

- 1 研修会は、3コースで実施する。
- 2 1コースの研修生の定員は、原則として5名を上限とする。

### (講師要件等)

第2条 講師の選任については、次のとおりとする。

- 1 講義、実習の講師は、薬用作物栽培のノウハウを持つ福田真三、前忠兵衛、原野悦良の3名とする。
- 2 任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 講義、実習内容には次の内容を盛り込むこと。
  - ①全体説明、土壌改良実習等
  - ②作付け時の実習等
  - ③生育確認、防除実習等
  - ④収穫時の実習等

### (研修生の募集方法)

第3条 研修生の募集方法については、次のとおりとする。

- 1 募集にあたっては、次の条件を付して募集する。
  - ①薬用作物の栽培を自ら行う者であること
  - ②奈良県内において薬用作物の栽培を指導することを目指す者であること
  - ③上記のほか募集要領で定める
- 2 定員を超えて受講申込みがあった場合においては、各講師の可能な範囲でその定員に若干名を追加しても差し支えない。
- 3 研修生募集は、県ホームページなどを通じて行う。

### (研修の実施全般)

第4条 研修の実施全般については、次のとおりとする。

- 1 研修生の受講申し込み受付時又は研修の初回講義時に、研修受講申し込みを行った者が本人であるかどうかを公的証明書（運転免許証等）により確認すること。
- 2 研修実施に際し、出席簿を備え付けるなどして研修生の出席を確認すること。
- 3 研修の実施にあたっては、テキストに加えて、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

### (研修カリキュラムと研修日程の設定)

第5条 研修カリキュラムと研修日程の設定については、次のとおりとする。

- 1 年間の研修カリキュラムを設定すること。
- 2 初回の研修会において、研修のスケジュール、受講時の心構えおよび研修要領の説明を行うこと。

(実習の実施)

第6条 実習の実施については、次のとおりとする。

- 1 実習場所は、各講師が予め指定した圃場とする。
- 2 実習作物は、各講師が予め指定したものとする。
- 3 講師は、受講人数に見合うよう、実習施設の受入体制を確保すること。
- 4 研修生は、実習の受講にあたっては実習ノート等を使用することが望ましい。
- 5 講師及び研修生は、実習前の体調管理に十分留意するとともに、下痢や腹痛、咳、発熱等の症状がある場合には事前に事務局に申し出を行うこと。事務局は、必要に応じ実習日を再調整する。

(通信手段による連絡等)

第7条 研修日程以外の日に、講師、研修生、事務局間で連絡を取り合う場合は、以下の点に留意すること。

- 1 通信により研修内容に関して連絡を取る場合は、軽微な内容を除き、原則として電子メール又はファクシミリによること。
- 2 その記録については、各々が適切に保管すること。

(研修報告)

第8条 研修報告書の提出については、次のとおりとする。

- 1 講師、研修生の研修報告書の提出期限は、研修期間の終了後60日以内とするが、原則として研修終了後速やかに事務局に提出すること。また、複数の講座を実施する事業者においては、研修報告時に複数講座の報告をまとめて行うなど、事務の効率化を図ること。
- 2 当該研修報告をもとに、事務局において薬用作物の栽培マニュアルの作成を行い、今後の栽培普及の一助とする。

(その他)

第9条 事務局は奈良県薬務課とする。

事業の実施にあたって疑義のある場合は、事前に薬務課に確認するとともに、その指示に従うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。